



平成27年5月19日

各 位

会 社 名 立川ブラインド工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 立 川 光 威
(コード番号 7989 東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 金箱 聡
(TEL . 03 - 5484 - 6142)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」改定のお知らせ

当社は、平成27年5月19日開催の取締役会において、下記の通り「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定を決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 改定の目的

平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、本方針を改定する。

2. 改定内容の要旨

グループ内部統制を構成する体制（子会社の事業内容や規模等に応じた管理体制など）に係る規定の充実、具体化
監査役監査を支える体制や監査役の使用人等からの情報収集に関する体制に係る規定の充実、具体化

3. 改定後の「内部統制システムの整備に関する基本方針」

改定後の「内部統制システムの整備に関する基本方針」は、以下の通りです。
(主な改定部分に下線を引いています。)

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り業務の適正を確保する為の体制を整備する。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は法令及び定款、社内規則の遵守、財務報告の信頼性確保を企業活動の前提とし、その規範として倫理行動指針を定める。
 - ・ この倫理行動指針は総務部が中心となり周知徹底並びに維持管理し、その運用においては各業務担当取締役との連携をとり具体策を講ずると共に、研修等を通じた教育を行う。
 - ・ 当社は取締役が各部門の業務執行の適正を確保する責任と権限を有し、法令遵守と危機管理体制の確立、並びに効率的な職務執行を行う。
 - ・ 内部監査部門である監査室は、社内規則や倫理行動指針を中心とした業務状況の監査を計画的に行うと共に、重大な不正事案等が発生した場合は直ちに取締役会及び監査役会に報告するものとする。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務執行に係る文書やその他情報は、当社の文書規程等に従い適切に保存、管理を行う。
 - また、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険管理に関する規程その他の体制
 - ・ 事業に係るリスクや、法令遵守、品質、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクは、それぞれの担当部署において把握すると共に、研修等の実施を行い損失の防止に備えるものとする。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 社長、役付取締役、及び社長が指名した取締役・部門長を構成員とする経営会議を設置する。
 - ・ 取締役会は役職員が共有する全社的な目標を設定し、各担当取締役はこれに基づく業務計画を展開すると共に、経営会議及び取締役会において進捗管理を行う。
 - ・ 職務権限、意思決定ルールを策定し、目標達成へ向けた改善が行われる効率的な仕組みを構築する。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・ 当社は「関係会社管理規程」の定めにより、子会社の業務執行に係る重要事項について、報告又は当社の承認を得ることを求め、管理を行う。
 - (2) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 内部監査部門である監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を当社社長、監査役、並びに子会社社長等へ報告し、必要に応じ改善策の実施への助言、支援を行う。

- (3) 当社子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 子会社の取締役会は役職員が共有する全社的な目標を設定し、各担当取締役はこれに基づく業務計画を展開すると共に、経営会議及び取締役会において進捗管理を行う。
 - ・ 職務権限、意思決定ルールを策定し、目標達成へ向けた改善が行われる効率的な仕組みを構築する。
- (4) 当社子会社の取締役等及び使用人職務の遂行が法令および定款に適合するための体制
- ・ 子会社においては各社長が、各部門の業務執行の適正を確保する責任と権限を有し、法令遵守と危機管理体制の確立、並びに効率的な職務執行を行う。
6. 監査役が職務を補助する使用人を求めた場合の体制、及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役は、内部監査部門等の社員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、その者はこの指示に関して、取締役、各部門長の指揮命令を受けないものとし、これを周知徹底する。
7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役は、経営会議その他重要な会議等に自由に出席できるものとし、各役職員からも業務執行に関する速やかな報告を受けられるものとする。
 - ・ 当社及び子会社の役職員は、法令や定款に違反する事実、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすリスク等に関し、当社監査役に報告する。
 - ・ 当社及び子会社の役職員が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役と取締役社長は、定期的に意見交換を行う。また、顧問弁護士、会計監査人から、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
9. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役職務の執行について生ずる費用又債務は、監査役からの請求に基づき、当社にて速やかに処理する。

立川ブラインド工業株式会社
制定：平成18年5月9日
改定：平成27年5月19日

以上